

三木市中学校部活動の方針

平成 30 年 12 月 10 日
三木市教育委員会

1 策定の趣旨

中学校の運動・文化部活動は、スポーツや文化等に興味、関心のある生徒が参加し、体力や技能の向上だけでなく、仲間と切磋琢磨する経験、異年齢集団での人間関係から自己肯定感、責任感等を育むなど、多様な学びの場として重要な役割を果たしてきた。

一方で、勝利至上主義的な考え方に基づく活動や複雑化、多様化する教育課題に対応する教職員の多忙化、急激な生徒数の減少による部活動の維持など、課題も多々ある。

そうした中、平成 30 年 3 月にスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。また、文化庁からも「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮）」が示される予定である。兵庫県教育委員会においても、スポーツ庁が示したガイドラインを踏まえ「いきいき運動部活動（4訂版）」を兵庫県の運動部活動の活動方針として改訂した。

三木市においては、これを参酌し、これまでの「三木市中学校部活動等の活性化指針」の内容を生かしつつ、部活動がより一層効率的、効果的に行われ、これまで以上の成果を挙げることを期待して「三木市中学校部活動の方針」を策定する。

2 運動部活動・文化部活動について

(1) 位置付け

中学校の部活動は、生徒の心身の健全な成長や社会性を高めることを目指し、教育課程との関連を図りながら、学校の教育活動の一環として行われるものである。

【中学校学習指導要領（文部科学省平成 29 年 3 月）における部活動の位置付け】

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 意義

- ◇ 自主性、協調性、責任感など豊かな人間性を育む。
- ◇ 達成感、充実感、自己有用感などを感じ、向上心を培う。
- ◇ 体力の向上や文化的教養を高めるなど、心身の健康の増進を図る。
- ◇ 体力や技能の向上を通じて、生涯にわたり、スポーツや文化等に親しむ態度を養う。

(3) 課題

- ◇ 更なる技術、知識の習得に向けた練習時間の増大、大会やコンクール等への参加
- ◇ 勝利至上主義的な考え方や生徒の自主性、個別性を軽視した活動
- ◇ 科学的なトレーニング導入など、教職員の専門的知識の習得
- ◇ 教職員の部活動指導時間による多忙化、超過勤務の増大、専門外の部活動を担当することによる心身への負担
- ◇ 生徒数の急激な減少により部員、顧問の確保が難しい部活動の維持

3 効率的・効果的な活動に向けた取組

(1) 体制整備

校長は、部活動の効率的、効果的な活動に向けての体制整備を進めるとともに、毎年度部活動の方針を策定し、ホームページ等で公表する。

体制整備のひとつである部活動の設置（新設、廃部を含む。）については、生徒、保護者、教職員、地域等の実態に応じ、三木市教育委員会等と協議し、校長の判断で行う。その際には、保護者や地域との協働した運営体制等を含めて、持続可能性を十分に考慮した上で判断する。

【参考】

新設：自主的で計画的な活動が2年間継続され、かつ、今後も計画的な充実した活動が継続されると判断できる場合は、部活動の設置を検討する。

廃部：運動部活動の団体種目については、部員数が試合に出場できない状況が2年続けば「休部」とする。休部後、入部希望がない状態が2年続けば、「廃部」とする。

なお、試合に出場できない状態で、指導者の確保が困難な時は、上記の基準によらず廃部することもできる。

運動部活動の個人種目、文化部活動については、部員数、生徒、保護者の希望を検討し、判断する。

(旧「三木市中学校部活動等の活性化指針」より抜粋)

また、生徒が学校外で活動している場合は、学校や地域の実態に即して、学校内の活動を認めるか否かを学校長が判断する。

【参考】

以下の条件を満たした場合、教育的配慮から学校内での活動を検討する。

- ・ 自校の生徒のみで活動する。
- ・ 東播中学校体育大会等で実施されている種目
- ・ 指導者は活動主体で確保し、活動には指導者または責任の負える保護者が付く。
- ・ 指導者は、活動場所、活動費用、事故発生時の対応等、事前に学校長と指導の方針等共通理解を図る。

(旧「三木市中学校部活動等の活性化指針」より抜粋)

部活動の顧問は学校の実情に応じて以下の点を考慮し、複数配置に努める。

- ◇ 主として指導する顧問に過度の負担が生じないようにする。
- ◇ 顧問の個人的な考え方や方針による閉鎖的な活動にならないようにする。
- ◇ 部活動における事故発生時等に対して、適切に対応できるようにする。

(2) 指導の充実

過度の練習やトレーニングが必ずしも体力や技術の向上、知識の習得に繋がらないことを正しく理解し、中央競技団体が作成する指導の手引を活用するなど、効率的で効果的な指導を工夫する。また、養護教諭等とも連携し、成長期にある生徒のスポーツ障害、バーンアウト、女性特有の健康問題などに対する理解を深め、適切な活動を設定する。部活動が目の中の結果だけを追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見通した活動であることを認識する。

また、体罰やハラスメントの根絶はもちろんのこと、生徒同士、生徒と教職員のコミュニケーションの充実を図り、生徒の自主性、主体性、モチベーションを大切に活動した活動を心がける。

三木市教育委員会は、部活動の適切な活動を支援するため、地域や競技団体等と協力し、部活動指導員、部活動指導補助員の確保に努め、各校の実態に応じて配置を進める。単独指導、単独引率が可能な部活動指導員については、部活動の教育的意義や指導上の留意点などについて研修を実施する。

(3) 活動時間、休養日の設定

生徒や教職員にとって過度な負担とならないよう以下の点に考慮し、休養日、活動時間を設定する。また、大会やコンクール等への参加が過度な負担とならないよう精選し、計画的に参加する。

- ◇ 各部の顧問は、年間活動計画、月間活動計画を作成し、校長に提出するとともに、計画に沿った活動となっているかを実績として校長に報告する。
- ◇ 1日の活動時間は、平日が2時間程度、土日等の休業日は3時間程度までとし、完全下校の時間が守られるよう設定する。大会参加や練習試合など、やむを得ず3時間を超える場合であっても、生徒の健康・体調管理を最優先に、休憩時間の確保や効率の良い運営に努めるなど、適切に対応する。
- ※ 活動時間とは、練習前の更衣や用具等の準備、片付けにかかる時間、大会やコンクール等の参加のための移動時間などは含まない。
- ◇ 週当たり2日以上以上の休養日を設定する。(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)

休養日の設定は、学校で一斉に同一の曜日を設定する、あるいは施設等の利用状況により部活動ごとに設定するなど、各校の実態に応じて設定する。大会やコンクール等で土日等の休業日に設定できない場合は、翌週に代わりの休養日

を設定するなど、できるだけ早い時期に確保する。

- ◇ 定期テスト前の停止期間や長期休業中などを利用し、ある程度の長期休養日を設定する。
- ◇ 始業前の朝練習が必要な場合、学校や地域の実情に応じて、保護者との共通理解を図った上で適切に設定する。

(4) 運営の工夫

運営については、「学校」「家庭」「地域」が以下のような役割を担うなど、互いに連携した活動となるよう工夫する。

- ◇ 学校は、校長が示した部活動の方針をもとに適切な活動を実施する。
- ◇ 家庭は、各部の活動方針等について、学校と共通理解を図り生徒の環境を整える。
- ◇ 地域は、指導者の情報を提供するなど、運営を支援する。

また、教育的配慮のもとに以下のような活動を行うなど、生徒の部活動へのニーズに応じた活動となるよう工夫する。

- ◇ 学校内で競技の規定人数に部員数が満たない場合は、複数の学校の部活動が合同で活動する。
- ◇ 活動したい部活動がない場合は、複数の学校間において、希望する部活動を行っている学校で活動する。
- ◇ 複数の競技種目を経験させるなど、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ態度が育成できるよう実施方法を工夫する。

(5) 安全管理と事故防止

生徒の心身の健康に関して、保護者との間、教職員の間で情報共有を図り、健康観察を行うなど、健康管理に努める。また、施設、用具の安全性、天候や気温などの環境、生徒の技能や知識を考慮し、無理のない活動となるよう、特に次の点に留意する。

- ◇ 自分の心身の健康状態、周囲の部員の状況を意識させる。
- ◇ 使用する施設、設備、用具などの定期的な安全確認を行うとともに、正しい使用方法を理解させるなど、安全な活動に向けた指導を行う。
- ◇ (公財)日本スポーツ協会が示している「熱中症予防運動指針」を参考にするなど、気温の高い状況はもちろんのこと、活動場所や内容、継続する時間などに応じて、十分な熱中症対策を講じる。
- ◇ 落雷、突風、竜巻、ゲリラ豪雨など急激な気象の変化に関する情報を収集し、生徒の安全確保を最優先に対応する。

また、教職員は、学校の内外を問わず、生徒の事故等に対して迅速かつ適切に対応できるよう「三木市教職員危機管理ハンドブック」等を参考に、緊急時に備える。

※ 参考

【(公財) 日本スポーツ協会】「熱中症予防運動指針」

<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/heststroke/tabid922.html>

【環境省】「熱中症予防情報サイト」

<http://www.wbgt.env.go.jp/>